

## 別紙 1

### 屋久島町航路改善計画策定業務委託仕様書

#### 1. 目的

口永良部島は、屋久島の北西約 12km に位置し、面積約 36k m<sup>2</sup>、周囲約 50km のひょうたん型をしており島の南東部中央には、平成 27 年 5 月 29 日に噴火をしました新岳があり今も噴気をあげています。

町営の「宮之浦～口永良部・島間」航路は、口永良部島の唯一の公共交通機関として昭和 47 年 12 月より運航し、口永良部島民や観光客、生活必需品等の物資の輸送を行っておりますが、近年の輸送人員の低迷、使用船舶の老朽化による修繕費等の費用の増加により、その経営状況は極めて厳しく、国・県の離島航路補助金を受けて運航を維持している。

現状の経営環境のまま推移した場合、サービス水準の低下や航路収支の悪化により将来的な航路の維持・確保が困難な状況となることが懸念されています。

このような中で、国の定める離島航路補助制度を活用し、航路及び航路を取り巻く社会環境や航路を利用する島民の意向・実態等を把握し、現状と課題を整理したうえで多角的な視点から航路診断と経営診断を行い航路運営又は航路経営での問題点や課題の把握及び分析し、その結果を踏まえて問題点や課題を解消するための具体的な方策として、航路改善計画を策定する。

#### 2. 対象となる航路の概要

- (1) 屋久島町の人口 13,165 人 (平成 27 年 12 月末現在)
- (2) 口永良部島の人口 129 人 (           "           )
- (3) 航路 宮之浦～口永良部島  
          宮之浦～島間
- (4) 定期船の概要
  - ①船名／大きさ等 フェリー太陽 (平成 9 年 6 月就航) / 鋼船 499 トン
  - ②定員／速力 旅客定員：100 名 / 速力：15.5 ノット
  - ③所要時間／航路距離 (片道)  
宮之浦～口永良部島 1 時間 40 分 / 運航距離：45km  
宮之浦～島間 1 時間 5 分 / 運航距離：30km
  - ④年間旅客数／年間貨物量 7,265 人 / 2,238.2 トン (平成 26 年度実績)

#### 3. 委託する業務の内容

##### (1) 現状把握調査・調査説明資料の作成

調査項目等	調査目的と調査方法など
①対象地域の現状	
ア. 人口動態	屋久島町及び口永良部島の人口の増減や少子高齢化の状況を把握。
イ. 年齢別人口	
ウ. 定期船の利用状況	帰省や旅行の数、利用ダイヤなどの把握。

エ. 日常生活動向（買物や通院等）	今後のダイヤ見直しの基礎資料として、島民の主な買物方法や通院などや利用頻度などを把握。把握方法はアンケートを実施、必要に応じて利用者からの聞き取り調査を実施。
オ. 車両保有状況	島民が所有する車両の把握と搬出方法、ごみやし尿の処理方法を把握、また、利用者増減の要因となる公共工事の状況（過去の整備状況や今後の計画などの予定）を把握し、今後のダイヤ編成や船舶リプレイスの際の検討資料とする。
カ. ゴミ、し尿処理等の状況	
キ. 社会環境の変化や公共工事の状況	
ク. 観光動向	観光客の動向を把握し、今後の見通しを予想。観光客のニーズにあった航路づくりの基礎資料とする。
②航路の状況	
ア. 航路の概要	航路図、船舶要目、運航距離、所要時間、運航回数などの基本的な事項をまとめる。
イ. 使用船舶の状況	使用船舶に乗船し、船舶の老朽化の状況を把握し、バリアフリーの状況を把握する。
ウ. 運航回数・ダイヤ・料金等の状況	運航回数・ダイヤ・運賃などを把握。
③使用港湾の状況	港の位置や周辺の状況に加え係留施設や待合所などの整備状況（所有者、管理者など）を整理。
④交通アクセスの現状	本航路と他の航路（高速船、フェリー）や路線バスとの接続時間等を整理
⑤住民意識・利用実態の把握	島民及び航路利用者から利用実態や航路に対する意見、要望等を把握するためにアンケート調査を実施。

## （２）航路診断

基礎調査結果やアンケート結果などを活用しながら、航路全体の問題点や課題を分析し、将来の需要予測を含めた資料の作成。

調査項目等		調査目的と調査方法など
①安定性・安全性分析		・一定の就航率が保たれているか、また、就航上の安全性に問題が無いかを診断
②成長性分析	年間利用者数 (将来予測含む)	・これまでの利用者数の増減を確認 ・今後の見通しを予測し成長性等を診断
	月別利用者数	・季節流動性を確認し、ピーク時の最大需要を確認し、それに対応できているかどうかを

		検証し、また閑散期の対策の有無などを確認
	港別利用者数	・ 港別での利用状況などを確認 ・ 島民生活の維持と費用対策効果の分析
	平均利用者数	・ 1 便当たりの平均利用者数や最大利用者数棟を把握し、規模等の妥当性を検証
③利用者ニーズ分析	港別のダイヤ等	・ 港別のダイヤ・便数が島民の生活に適合しているかを検証
	船内環境	・ 船内の移動性、快適性などを診断
	二次交通	・ 路線バスや他の船舶航路との接続状況から利便性を診断

※ ②正当性分析においては、旅客について例示している。貨物、車両など成長性を分析するうえで必要なものは加えること。

地域の活性化、生活支援及び利便性向上の観点など多面的に検討するものであること。

### (3) 経営診断

経営状況の分析を行い経営上の問題点を見つけながら今後必要な経営改善策などの検討とその資料作成

①現状の経営状況の把握	過去3期の収支状況を把握
②経営上の課題の抽出・分析	財務諸表等の経営指数の分析等
③経営改善方策の検討	ハード面・ソフト面
④経営シミュレーション	改善方策実施後の効果検証

### (4) 屋久島町航路改善協議会に関すること。

- ①会議（年4回を計画）資料の作成を行うものであること。
- ②必要に応じて説明を行うものであること。
- ③議事内容及び結果のとりまとめ等を行うものであること。

### (5) 航路改善計画の策定

(1)～(4)までに基づく改善方策を含めた計画書を作成し、併せて概要版も作成するものとする。

### (6) その他

会議は年4回を計画し、航路改善協議会委員に対する報酬及び費用弁償は屋久島町条例及び規則により本町から委員に対して直接支払うものとする。

## 4. 業務委託見積額の範囲

4,820,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 5. 業務の実施期限

契約の日から平成29年2月28日までとする。(予定)

6. 提出する成果物

- (1) 打合記録簿・調査報告書・会議説明資料・会議内容記録簿 随時提出
- (2) 航路改善計画案 第4回屋久島町航路改善協議会まで
- (3) 成果報告書・航路改善計画書30部
- (4) 電子媒体(CD-ROM)

7. 業務委託料の支払

全業務完了後、検査を行い合格し、請求書の受領後40日以内に支払うものとする。

8. その他

- (1) 受注者は、疑義が生じた時、又は本業務を適切に遂行するために必要に応じて担当者と打合せ・協議を行うものとする。その場合、受注者はその際の内容を記録し、書面により内容の確認をしなければならない。
- (2) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする時は、書面によりあらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
- (4) 本業務を履行するうえで知り得た秘密は、発注者の許可なく第三者に開示又は洩らしてはならない。
- (5) 本業務を履行するうえで生じる著作権及び成果物の権利は、全て発注者に既存する。